

住所表示の変更に伴う手続き

住所表示の変更に伴って、各官公署等で手続きが必要になる場合があります。

特に対象者の方が多いと思われる項目に関して、「市町」、「国」、「県」の分類で2号にわたりお知らせしますので、表を参考に手続き等を行ってください。

なお、掲載されていない項目や手続きの詳細については、業務関連機関に直接お問い合わせください。

◆ 市町の関係

○原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

分類	項目	必要な手続き等	現在の担当課
住民登録関係	住民票	住所変更の手続きは必要ありません。新市が職権で変更します。	栃木市市民生活課 Tel21-2147
	戸籍謄抄本・附票		大平町生活環境課 Tel43-9209
	印鑑登録証	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、旧市町の印鑑登録証は本庁又は総合支所に来庁された際、新市の印鑑登録証と交換します。	藤岡町住民課 Tel62-0903 都賀町住民課 Tel29-1103
	住民基本台帳カード	住所の記載があるカードをお持ちの方は、新市の本庁舎又は総合支所にお持ちください。新住所を裏面に記入します。	
	外国人登録証明書	住所変更の手続きは必要ありません。新市の本庁舎又は総合支所へ来庁された際に変更の記載をします。	
国民健康保険	被保険者証	住所変更の手続きは必要ありません。	栃木市保険年金課 Tel21-2151
	高齢受給者証	大平町、藤岡町、都賀町の方	大平町保険児童課 Tel43-9223
	標準負担額減額認定証	・平成22年3月31日までは現在の被保険者証等をお使いください。	藤岡町健康増進課 Tel62-0904
	限度額適用・標準負担額認定証	・平成22年3月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、4月1日からは、新しいものをお使いください。	都賀町住民課 Tel29-1103
	特定疾病療養受療証		
後期高齢者医療	被保険者証	現栃木市の方	
	限度額適用・標準負担額減額認定証	・現在の被保険者証等を引き続きお使いいただけます。	
	特定疾病療養受療証		
医療費助成	子ども医療費受給資格者証	住所変更の手続きは必要ありません。 大平町、藤岡町、都賀町の方 ・平成22年3月31日までは現在の資格者証等をお使いください。 ・3歳未満(現物給付)の子ども医療費受給資格者証は平成22年3月中に新しい住所の資格者証を郵送しますので、4月1日からは、新しいものをお使いください。	栃木市保険年金課 Tel21-2153 大平町保険児童課 Tel43-9223 藤岡町福祉環境課 Tel62-0905 都賀町住民課 Tel29-1103
	重度心身障がい者医療費受給者証	・3歳以上の子ども医療費・重度心身障がい者・ひとり親・妊産婦医療費受給資格者証は、順次郵送いたします。	
	ひとり親家庭医療費受給資格者証		
	妊産婦医療費受給資格者証	現栃木市の方 ・現在の資格者証等を引き続きお使いいただけます。	
介護保険	被保険者証	住所変更の手続きは必要ありません。 大平町、藤岡町、都賀町の方	栃木市高齢福祉課 Tel21-2531 大平町健康福祉課 Tel45-1788
	負担限度額認定証	・平成22年3月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、3月29日からは、新しいものをお使いください。	藤岡町健康増進課 Tel62-0904 都賀町保健福祉課 Tel29-1104
	社会福祉法人等利用者負担額減額認定証	現栃木市の方 ・現在の被保険者証等を引き続きお使いいただけます。	

➤ 次ページへ続く